

京都市告示第575号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和5年1月10日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市中央青少年活動センター（京都市北青少年活動センター、京都市東山青少年活動センター、京都市山科青少年活動センター、京都市下京青少年活動センター、京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターを含む。）	京都市中京区東洞院通六角下る 御射山町262番地 公益財団法人京都市ユースサービス協会	令和5年4月1日 から令和9年3月 31日まで

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)